

国営かんがい排水事業 さらべつ 更別地区

事業の概要

本事業は、北海道河西郡更別村の畑地2,509haを対象に、農地の湛水被害を解消するため、通水断面不足が生じている排水路4条L=15.0kmを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区の農業用排水は、中央幹線排水路、猿別幹線排水路及び東更別幹線排水路等により排水されている。しかしながら、各排水路は流域内開発による土地利用等の変化に伴い流出形態が変化し、降雨時には通水断面が不足していることから、農地に湛水被害が頻発する状況にあり、また、施設の維持管理においても多大な労力と費用を費やしている。

このため、本事業で排水路の改修等を行うことにより、湛水被害の解消及び維持管理の軽減を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とする。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	5 4 百万円
・営農経費の節減	1 百万円
・施設の維持管理費の節減	3 0 百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	2 0 3 百万円
・橋梁の架け替え等による公共施設の機能の維持等	4 1 百万円
・魚類に配慮した護岸工法等による生息環境の保全	4 百万円

計

3 3 2 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		6 , 0 0 0 百万円	
効 用		3 3 2 百万円	
廃用損失額		4 6 0 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		4 3 年	当該事業の耐用年数
還元率×（1 + 建設利息率）		0 . 0 5 0 7	総合耐用年数に応じ、効用 から総便益を算定するための 係数
総便益	= / -	6 , 0 9 0 百万円	
費用便益比	= /	1 . 0 1	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は、算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、通水断面が不足している排水路の改修等を行うことにより、農業経営の安定が図られ、年間約30百万円相当の維持管理費の節減及び年間10a当たり約2千円相当の農作物の生産量の増加が図られる。

日程・手続

平成15年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

事業に対する決議

平成15年6月

「更別地区国営直轄明渠排水事業促進期成会」（平成14年3月19日）
を設立し、平成16年度新規着工要望することを決議。

農村振興局

概要図

1 . 受益面積	2 , 5 0 9 ha		
2 . 受益者数	8 7 人		
3 . 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排 水 路	1 5 . 0 k m	6 , 0 0 0 百万円
	合 計		6 , 0 0 0 百万円
4 . 国営総事業費	6 , 0 0 0 百万円		



平成16年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：^{さらべつ}更別）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6. 事業の採択要件を満たしていること	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：^{さらべつ}更別）

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。